

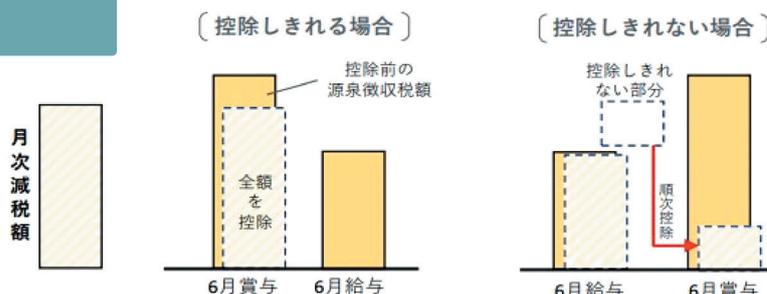


# 定額減税の概要と その事務手続き

令和6年度税制改正により、令和6年分所得税と住民税について定額による特別控除（定額減税）が実施されることになりました。給与所得者については、6月に支給される給与に係る源泉徴収税額から順次控除されていきます。今回は、目前にせまった定額減税の概要とその事務手続きについて解説していきます。

## 1 定額減税の概要

定額減税の対象者は、令和6年分所得税・住民税の納税者である居住者で、令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下である人です。定額減税の額は、所得税3万円と住民税1万円の合計4万円です。



資料：国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugensei/index.htm>

例えば・・・

会社員40代・扶養親族3人（16歳未満含む）の場合  
所得税：3万円×4人＝12万円  
住民税：3万円×4人＝4万円 計16万円減税

※同一生計配偶者は合計所得金額が48万円以下の方です。

合計所得金額が1,805万円以下であるご本人と、その同一生計配偶者\*または扶養親族がいる場合に、1人あたり4万円（所得税3万円＋住民税1万円）が所得税と住民税から控除されます。そのため、給与計算の際に扶養親族の情報を正確に把握しておく必要があります。

## 2 所得税（特別控除30,000円）

### ■給与所得者

令和6年6月以降の給与・賞与（「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している勤務先から支払われる給与等に限ります）から控除されます。

控除しきれない分はその後の給与等の源泉

所得税額から順次控除されていきます。

○定額減税事務

所得税の定額減税は、6月からの仮

（月次減税事務）を12月の年末調整による精

算手続（年調減税事務）により行われます。

○月次減税事務の対象者

月次減税の対象者は、令和6年6月1日

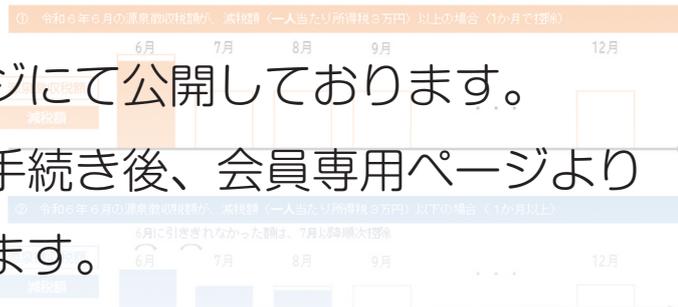
在職者のみです。さらに、居住者に限ら

るので、日本に住所を有しない非居住者の

方は対象外となります。

① 令和6年6月2日以後入社された方

② 令和6年6月1日以前入社された方



以降は会員専用ページにて公開しております。

ご覧頂くには、入会手続き後、会員専用ページより  
アクセスをお願いします。

[ご入会はこちらから](#)

（入力は数分で終わります）

[会員の方ははこちらから](#)